

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案

現行

				<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第十二条の二第一項	読み替える銀行法の規定	定期積金等 預金者等の	読み替えられる字句	
		定期積金	読み替える字句	
		定期積金 預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の	読み替える字句 預金者又は定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の	
				<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第十二条の二第一項	読み替える銀行法の規定	定期積金等 預金者等の	読み替えられる字句	
		定期積金	読み替える字句	
		定期積金 預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	読み替える字句 預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	

			第十三条の二	(略)
			子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
			子会社	(略)
		若しくは		
		とき、又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)		
		当該銀行以外の銀行に限る。)		
		当該取引若しくは行為を行う場合において		
		とき		
		又は		
			第十三条の二	(略)
			子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)	(略)
			子会社	(略)

第十三条の三の二第一項	銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは子金融機関等	子金融機関等	(削る。)		て、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき
		中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる業務、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定す				
第十三条の三の二第一項	銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは子金融機関等	子金融機関等	第十三条の三		
		中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる業務、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定す		第十三条の四	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二	

<p>第七條の二 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六條の五第一項に</p>	<p>第五十七條の七第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十六條第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>
	<p>銀行、銀行主要株主、銀行持株会社</p>	<p>(略)</p>	<p>清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>
	<p>信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二條第一項に規定する信用協同組合等をいう。）</p>	<p>(略)</p>	<p>清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>

<p>第七條の二 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六條の五第一項に</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>第四十六條第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>
		<p>(略)</p>	<p>清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>
		<p>(略)</p>	<p>清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続</p>	<p>(略)</p>	<p>る信用協同組合代 理業</p>

において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)

(の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)

において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は信用協同組合代理業者(法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)

(の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六〇十 (略)

二〇五 (略)